（事業主の方へ）

平成25年５月16日以降

雇用調整助成金 の支給要件などが変更されます。

雇用調整助成金は、平成25年５月16日以降（平成25年度予算成立後）、下記のように内容の一部を変更します。
現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いします。また、**中小企業緊急雇用安定助成金**は、平成25年４月１日以降は**「雇用調整助成金」に統合**されています（助成の仕組みは今までと同様です）。

① 助成対象とならない事業主について

平成25年５月16日以降の判定基礎期間分から

○労働保険料の未納について
（改正前）判定基礎期間（出向の場合は支給対象期）の末日の属する年度の前々年度より前のいずれかの年度について、未納がある場合は助成対象となりません。

↓

（改正後）支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの年度について、未納がある場合は助成対象となりません。

○雇用調整助成金の申請書類について不備がある場合、都道府県労働局長が定めた期間内に補正を行わない事業所は、助成対象外となる場合があります。（新規定）

○審査への協力
雇用調整助成金の支給を行うための審査に必要な書類等の提出を拒む事業所や、事業所訪問・立入検査を拒む事業所は、助成対象外となる場合があります。（新規定）

○倒産した事業所
支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業所（※）は助成対象外となります。（新規定）
（※）再生手続き開始の申立てまたは更生手続き開始の申立てを行っており、事業活動を継続する見込みがある場合を除きます。

○性風俗関連営業・接待を伴う飲食等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う事業所は助成対象となりません。（新規定）

② 労働関係法令違反の場合の取扱い

平成25年５月16日以降の判定基礎期間分から

次の期間に労働関係法令違反により送検された場合は、助成対象になりません。
（改正前）
対象期間の初日の前日から起算して6か月前の日から対象期間の末日まで。
（対象期間の途中で送検された場合、残りの期間が助成対象外となるとともに、既に支払われた分も返還の対象となります。また、送検された場合、最大で1年半の間対象期間を設定することができません）

↓

（改正後）
支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日まで。
（対象期間の途中で送検された場合、1年間は助成対象外となりますが、送検された日より前に既に支払われた分を返還する必要はありません）

厚生労働省・ハローワーク

LL250521開発01-岐阜03

助成金の相談・申請は、各管轄のハローワークへ

（ハローワーク岐阜管轄の事業主の方は、助成金センターへ）

提出先	住所	TEL	管轄区域
助成金センター	岐阜市金町4－30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650	岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市、瑞穂市、山県市、羽島郡、本巣郡
ハローワーク大垣	大垣市藤江町1－1－8	0584-73-8609	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、揖斐郡、安八郡
ハローワーク多治見	多治見市音羽町5－39－1	0572-22-3383	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
ハローワーク高山	高山市上岡本町7－478	0577-32-1144	高山市、飛騨市、大野郡、下呂市（金山町を除く）
ハローワーク恵那	恵那市長島町正家1－3－12 恵那合同庁舎1階	0573-26-1341	恵那市
ハローワーク関	関市西本郷通4－6－10	0575-22-3223	関市、美濃市
ハローワーク美濃加茂	美濃加茂市深田町 1－206－9	0574-25-2178	美濃加茂市、加茂郡、下呂市金山町
ハローワーク岐阜八幡	郡上市八幡町有坂1209－2 郡上八幡地方合同庁舎1階	0575-65-3108	郡上市
ハローワーク中津川	中津川市かやの木町4－3 中津川合同庁舎1階	0573-66-1337	中津川市

※　事業所所在地が揖斐郡の事業主の方は、ハローワーク大垣へお願いします。